

令和2年3月4日  
厚空基経理隊

## 厚木航空基地隊オープンカウンター方式実施要領

### 1 目的

本実施要領は、海上自衛隊厚木航空基地隊（以下「厚空基」という。）がオープンカウンター方式により実施する物品の調達、役務の提供、その他の契約（以下「物品調達等」という。）の見積合わせを行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 定義

オープンカウンター方式とは、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式を言い、手続きについては、本要領に定めるほか、一般競争入札の手続きを準用するものとする。

### 3 対象案件

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第3号から第5号まで及び第7号に規定する契約のうち、厚空基がオープンカウンター方式によることが適当であると認められるものを対象案件とする。

### 4 対象案件の公表

- (1) 対象案件は、「海上自衛隊調達情報ホームページ（入札公告）」、「厚空基経理隊事務室商談区画へ設置（厚空基庁舎1階）」、その他必要とする場所で公表する。
- (2) 前項において公表に付する事項は、調達要求番号、調達要求件名、数量・単位、履行期限、本リスト掲載日、見積書提出期限、要求元とする。

### 5 参加資格

見積合わせに参加することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当するものとする。
- (2) 予決令第71条の規定に準じて、これに該当しない者であること。

- (3) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚空基が求める「資格の種類」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、当該競争参加資格を有していない者であって、このオープンカウンターに参加を希望する者が、見積合わせの前日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格名簿に登録され、当該等級に該当した場合は、この限りではない。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係にある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

## 6 見積書の提出等

- (1) 見積合わせに参加を希望する者は、ホームページ等に掲載する対象案件リストから参加を希望する案件を選定し厚空基へ参加申し込みを行い、仕様書等を受領し、仕様内容等を熟覧又は熟読した上で、提出期限までに見積書を提出する。見積書は原本に限るものとし、FAXやメールでの提出は認めない。また、仕様書等受領の際、前条第3号に定める参加資格を持つことを証明する書類の写しを提出するものとする。
- (2) 見積書の様式は海上自衛隊が使用する様式とする。
- (3) 見積書は、次の要領により記載しなければならない。
  - ア 調達要求番号、履行期限、履行場所、調達要求件名、金額を記載するほか、住所、会社名及び代表者名の記名押印をすること。
  - イ 見積金額を訂正しないこと。
  - ウ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭とならないこと。
  - エ 同一人が金額の異なる2通以上の見積を作成しないこと。
  - オ 前各号に掲げるほか、契約担当官の指示に違反しないこと。
- (4) 見積書の提出に当たっては、持参のほか、郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出しなければならない。
- (5) 前項において、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。
- (6) 一度、提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めないものとする。

## 7 同等品の承認

同等品による見積書の提出を希望する者は、定められた期日内に同等品の申請を行い、その承認を得るものとする。

## 8 見積合わせ

- (1) 見積合わせに参加を希望する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 見積合わせは、見積書提出期限終了後に非公開で行うものとする。
- (3) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、厚空基が選定した者へ見積りを依頼することができるものとする。

## 9 無効な見積書

次の各号に該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格要件を有しない者が提出した見積書
- (2) 件名、金額、押印等見積書に記載等を必要とする事項を欠く見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書
- (7) 記載する見積書提出期限までに提出されなかった見積書
- (8) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
- (9) 前各号に掲げるほか、契約担当官の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積書

## 10 契約相手方の決定

- (1) 有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方として決定するものとする。
- (2) 契約の相手方となるべき同価の見積書をもって申し込みをした者が2者以上あるときは、予決令第83条の規定に準じて、くじ引きにより契約の相手方を決定するものとする。ただし、くじ引きに参加することができない者がいるときは、これに代わって厚空基の当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。
- (3) 契約の相手方を決定したときは、速やかに当該契約の相手方に決定した者に対して通知するものとする。

11 契約の公表

見積合わせの結果については、見積合わせに参加した者へのみ通知し、公表はしないものとする。

12 契約の締結

契約の相手方は、契約書の作成を要する場合には契約書、契約書の作成を要しない場合には請書を速やかに契約担当官に提出しなければならない。

13 異議申し立て

本要領に基づく見積書を提出した者は、見積書提出後に、仕様書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

14 その他

その他、本要領による契約について必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担する。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約担当官は契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対して追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 契約担当官は都合により、見積合わせを取りやめることができる。
- (5) 契約の相手方として決定した者が、不当な理由なく契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。